

平成 25 年度 課程博士学位申請論文 要旨

熊本県立大学大学院 文学研究科
博士後期課程 日本語日本文学専攻
学籍番号 1165001 佐藤 友哉

題目 他者を要する動詞述語文の研究

要旨

本研究は、序、第 1 部「叙述レベルにおける他者を要する動詞述語文」(第 1～第 3 章)、第 2 部「言語行為レベルにおける他者を要する動詞述語文」(第 4～第 6 章)、結び、による構成をなす。

序

本研究は、他者を要する動詞述語文の理論的研究である。ここでいう「他者」とは、叙述レベルでは、動作の対象、動作の目標、あるいは主体にとって相手と見なせるものであり、言語行為レベルでは、話者にとっての相手たる聞き手である。叙述レベルの他者は、文の最も中心的な存在である動作主に相対し、動作・事態実現に欠かせないものであり、言語行為レベルの他者は、文の最も中心的な存在である話者に相対し、これもことがら・文の成立にとって欠かせないものである。こうした他者の存在によって生じる、他者とその他の要素との関係性にまつわる文法的諸問題を論じていく。

本研究では叙述レベルでは、「を」と「に」の対象表示用法、使役文、受身文を、そして言語行為レベルでは、命令文を取り上げる。以下、①各文型が表す動作並びに他者の性質、②動作と他者、または話者と他者に見られる関係性、③文の成立条件、基本的機能などを詳しく分析する。

第 1 部 叙述レベルにおける他者を要する動詞述語文

第 1 章 格助詞「を」と「に」の対象表示用法

第 1 章では、「頬を殴る」「親に反抗する」といった「を」と「に」の対象表示用法についてその使い分けの基準を、動作及び対象の性質や、動作と対象との関係性の違いをもとに論じる。

「を」で対象表示する動詞は、動作が対象に及んだ状態において対象と関わるさまそのものを第一義的に表し、「に」で対象表示する動詞は、そのような関わりに描写の力点はなく、対象を動作の基点*に据え、それとの関係の上に成り立つ主体の態度、様態といった主体のあり方や、基点に向かう動きを表す。そして、対象の性質について端的に示せば、「を」が表示する対象は、動作と一体的に関わるものであり、「に」が表示する対象は、動

作の基点という調整的要素である。

※ここでいう基点とは、動作の向かう先を示す際または動作の関係する位置を示す際の目印や、動作の基準といった動作がそれに基づく存在、及び動作の基因といった動作の基となる存在のこと。

第2章 「を」使役文と「に」使役文

第2章では使役文を取り上げる。前章の延長上にある問題として「親が子供を買い物に行かせる」「親が子供に買い物に行かせる」のような、自動詞からなり（ここでは「行く」）、使役動作の対象を「を」または「に」で表示する使役文を論じる（前者を「を」使役文、後者を「に」使役文と呼ぶ）。

「に」使役文を構成するには、もともとなる動詞が動作主体の意志による動作を表さなければならない、といくつかの先行研究で指摘されている。が、なぜその条件が必要なのかは論じられておらず、本章ではその理由について述べる。

まず、前章で得た結論を発展させ、「を」で対象表示する動作は、対象を支配する意を表すが、「に」で対象表示する動作は対象を支配しないことを示す。その上で、自らの意志で動作を行う相手を対象としたとき、その相手は動作の支配の埒外にあるものと認識でき、そのため、その相手（対象）を「に」で示す余地が生じると結論する。

また、人の無意志動作を表す動詞でも使役主体が使役対象を支配しないと判断される条件下であれば、「に」使役文を構成することや、「てやる」「ておく」の要不要に関し「を」使役文と「に」使役文に見られる構文論的相違を指摘する。

第3章 「に」受身文と「によって」受身文

第1、第2章では、動作主から他者に対する動きを持つ文を論じた。第3章では、その反対に他者から何らかの動きを受けるものを主語に立てる受身文を取り上げる。本章では、受身文の動作主マーカー「に」「によって」それぞれが現れる条件を論じる。

両マーカーともに受身文の主語に何かがなされていることを前提とし、「に」は受身文の主語あるいは潜在的受影者が行為主体に従属していないと見なせること、そして、「によって」は受身文の主語と行為主体との間に従属の関係があることや、「によって」が表示する内容が「原因・根拠」であることといった「よる」の語義を補充する必要性が認められることを成立条件とする旨を示す。

第2部 言語行為レベルにおける他者を要する動詞述語文

第4章 命令形を取る文

第4章では、動詞単独で命令形を取る文について、命令形を取る動詞の制約を基に、その基本的機能を論じる。

典型的な命令文のほか、命令文の相手が非情物の場合や人の無意志的動作による表現も、その動作の性質を分析し、命令文の基本的機能を「相手みずから引き起こす側面を有する動作」を要求する話者の態度を表すことであると結論する。また、この機能は過去の出

来事を咎める意となる命令文にも当てはまることを述べる。

第5章 否定命令文

第5章では、動詞の終止形にいわゆる禁止の終助詞「な」のついた形式を考察対象とし、「な」がつく動詞の制約をもとに、その基本的機能を論じる。

この形式を取る否定命令文の基本的機能は、「相手みずからが引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を相手に要求する態度を表すことであると示す。また、「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合の否定命令文は、要求的態度を、話者の過去に対する理想として相手に示すものであり、このことは動作・事態の反復可能性と下降イントネーションの「よ」の要不要の問題から、その確かさを補強できると述べる。

第6章 話者自身に発話する命令文

稀に話者自身に「がんばれ」「焦るな」と言うことがある。しかし、「走れ」「飲むな」の場合、他人に対する表現としては自然だが、話者自身に向けられた表現としては不自然である。そこで第6章では、どのような条件が整えば、話者自身に発話する命令文として成り立つのかを考察する。

すると、話者自身を、自分の思惑通りにいかない自分以外の存在と見なせる状況が存在すれば、話者自身に発話する命令文が成り立つとわかり、したがって、この種の命令文は、自分以外の存在に発話する命令文の特殊なあり方と位置づけられると述べる。

結び

複数の章を複数の章をまとめて捉えることで生じる問題や本研究の意義について述べる。

第1～第3章までの考察を通じて（使役対象を含む）対象を表示する「に」及び受身文の行為主体を表示する「に」はいずれも動作の基点を示すことを論じる。

また、第1～第3章までの考察は狭義格成分の研究でもあり得ることを説明する。

第4～第6章までの考察を通じて、ある事柄の実現を要求することと、聞き手たる他者がその実現をもたらす能力があることとの関連、必然性を論じる。

全体を通じては、叙述と発話行為というレベルの違いがもたらす影響について示す。

叙述レベルにおける他者を要する文は、動作主、動作、他者の関係性の異なりが助詞（の形態）に変化を与えるが、言語行為における他者を要する文は、話者、要求する内容、他者の関係性の異なりは文意と終助詞のイントネーションに変化を与えるとといった相違を指摘する。

本研究は、結局、他者のあり方や扱われ方が叙述的にも言語行為的にも文の類型を決定づけること、即ち、動詞述語文のあり方や文の意味内容と連関することを述べたことになる。したがって、他者の存在が他者を要する動詞述語文を生み出す文法原理となっているということができよう。